

様式 1 公表されるべき事項

別添

国立大学法人北海道教育大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当について、国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果及び職務実績等を勘案し、100分の10の範囲内で増額し、又は減額する。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	改定なし	}
理事	改定なし	
理事(非常勤)	改定なし	
監事	該当者なし	
監事(非常勤)	改定なし	

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
法人の長	17,718	11,928	4,948	357 137 348	(地域手当) (寒冷地手当) (単身赴任手当)		
A理事	13,729	9,408	3,902	282 137	(地域手当) (寒冷地手当)		
B理事	14,255	9,408	3,902	282 106 137 420	(地域手当) (通勤手当) (寒冷地手当) (単身赴任手当)		
C理事	14,155	9,408	3,902	282 78 137 348	(地域手当) (通勤手当) (寒冷地手当) (単身赴任手当)		

D理事 (非常勤)	千円 7,008	千円 7,008	千円	千円	()		
A監事	千円	千円	千円	千円	()	該当者なし	
B監事 (非常勤)	千円 1,800	千円 1,800	千円	千円	()		
C監事 (非常勤)	千円 1,800	千円 1,800	千円	千円	()		

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後
独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

※「地域手当」は、国家公務員の取扱いに準じ、民間賃金が高い地域として指定されている札幌市に
在勤する職員に対し支給される手当である。

3 役員退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長					該当者なし	
理事A					該当者なし	
監事A					該当者なし	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後
独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

限られた運営費交付金の範囲内で業務を行う必要があるため、事務組織の合理化・簡素化を図り、人件費の削減に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

本法人の運営活動に必要な経費のほとんどについて、国からの運営費交付金に委ねられていることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあつては、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給月額 (昇給)	勤務評定の結果等を踏まえて、毎年1月1日に上位の号俸に決定することができる。 標準:4号俸(一般職俸給表(一)7級以上,教育職俸給表(一)5級の職員は3号俸) ただし、平成22年3月31日までにあつては1を減じた号数
俸給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日,12月1日)以前6箇月以内の期間における、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

以下の改定を行った。

1. 管理職員特別勤務手当(平成20年10月28日施行,平成19年10月1日実施)
・支給額について、国家公務員の例に準拠するよう改正した。
2. 寒冷地手当(平成20年10月28日施行,実施)
・当時の灯油等の高騰を考慮し、平成20年度分の支給額について特例的に加算するよう改正した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 647	歳 46.5	千円 7,792	千円 5,614	千円 79	千円 2,178
事務・技術	人 152	歳 40.2	千円 5,623	千円 4,115	千円 71	千円 1,508
教育職種 (大学教員)	人 342	歳 52.4	千円 9,315	千円 6,626	千円 94	千円 2,689
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属高校教員)	人 20	歳 39.3	千円 6,880	千円 5,109	千円 33	千円 1,771
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 127	歳 39.1	千円 6,522	千円 4,828	千円 58	千円 1,694
その他医療職種 (看護師)	人 5	歳 50.5	千円 5,810	千円 4,185	千円 56	千円 1,625

注1: 「技能・労務職種」とは、自動車運転手、守衛等であるが該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注2: 「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注3: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

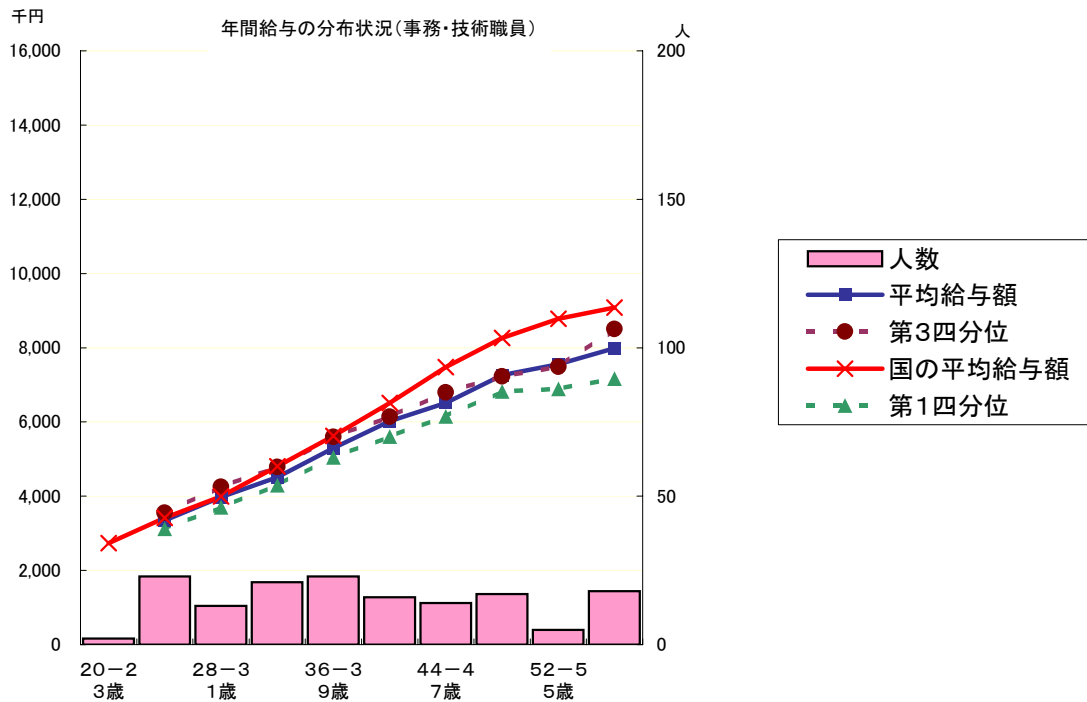
注4: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 3	歳 34.8	千円 5,360	千円 5,360	千円 0	千円 0
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (外国人教師等)	人 3	歳 34.8	千円 5,360	千円 5,360	千円 0	千円 0
再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	人 3	歳 56.2	千円 4,202	千円 3,094	千円 146	千円 1,108
事務・技術	人 3	歳 56.2	千円 4,202	千円 3,094	千円 146	千円 1,108
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

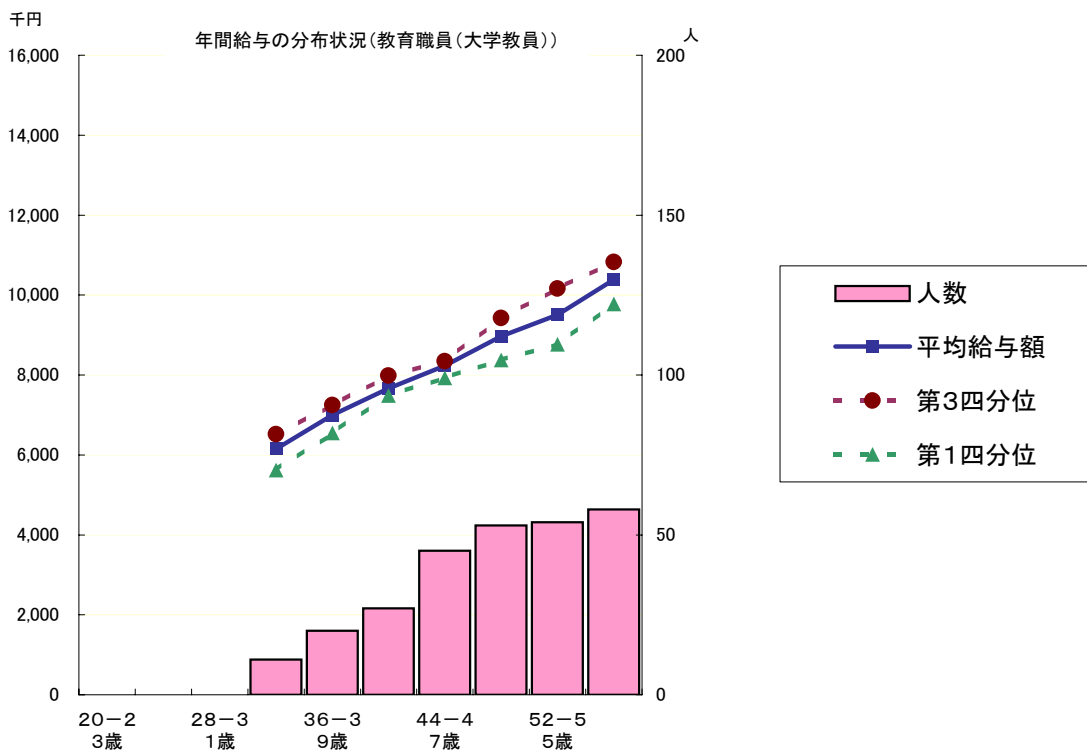
(年俸制適用者)

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員(年俸制)	人 4	歳 62.3	千円 4,590	千円 4,590	千円 90	千円 0
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (年俸制適用大学教員)	人 4	歳 62.3	千円 4,590	千円 4,590	千円 90	千円 0
在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注：年齢20～23歳の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示しない。



注：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
課長	12	54.9	7,484	8,132	8,502
総括主査	13	53.1	6,891	7,173	7,203
専門職	66	43.1	5,419	5,982	6,552
事務職員	47	28.5	3,272	3,674	3,963

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
教授	194	57.3	9,635	10,221	10,809
准教授	132	46.7	7,631	8,064	8,428

③ 職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

事務・技術職員

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		事務職員	主任	主査, 専門職	総括主査 主査	課長, 室長 事務長, 総括主査
人員 (割合)	152人	29人 (19.1%)	28人 (18.4%)	63人 (41.4%)	16人 (10.5%)	10人 (6.6%)
年齢(最高 ～最低)		30～23歳	36～29歳	56～35歳	58～46歳	59～42歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,961～ 2,163千円	3,574～ 2,615千円	5,495～ 3,381千円	5,759～ 4,637千円	6,236～ 5,062千円
年間給与 額(最高～ 最低)		3,954～ 2,927千円	4,836～ 3,588千円	7,335～ 4,749千円	7,854～ 6,495千円	8,502～ 7,164千円

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長, 室長 事務長	部長	事務局長 部長	事務局長	事務局長
人員 (割合)		3人 (2.0%)	3人 (2.0%)	該当者なし	該当者なし	該当者なし
年齢(最高 ～最低)		59～52歳	59～50歳	～歳	～歳	～歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		6,754～ 6,539千円	8,177～ 7,046千円	～千円	～千円	～千円
年間給与 額(最高～ 最低)		9,205～ 8,741千円	11,418～ 10,092千円	～千円	～千円	～千円

教育職員(大学教員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	342人	該当者なし	該当者なし	18人 (5.3%)	140人 (40.9%)	184人 (53.8%)
年齢(最高 ～最低)				53～32歳	64～33歳	64～45歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)				6,007～ 4,003千円	6,977～ 4,034千円	8,996～ 5,848千円
年間給与 額(最高～ 最低)				8,404～ 5,592千円	9,677～ 5,691千円	13,009～ 8,299千円

④ 賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	60.7	62.7	61.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	39.3	37.3	38.3
	最高～最低	50.1～31.5	46.2～29.9	48.1～32.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.0	67.0	65.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.0	33.0	34.4
	最高～最低	42.4～31.3	39.2～28.6	38.9～30.6

教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.5	66.7	65.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.5	33.3	34.8
	最高～最低	42.0～32.7	38.8～29.8	40.3～31.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.3	68.4	66.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.7	31.6	33.1
	最高～最低	42.0～32.1	35.5～21.2	36.8～27.1

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

対国家公務員(行政職(一))

事務・技術職員 91.4

対他の国立大学法人等(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

事務・技術職員 103.6

教育職員(大学教員) 94.9

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 91.4	
	参考	地域勘案 97.4 学歴勘案 91.2 地域・学歴勘案 97.2
給与水準の適切性の 検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 68.9% (国からの財政支出額 8,391,202,544円、支出予算の総額 12,173,658,000円:平成20年度予算)	
	【検証結果】 対国家公務員指数等を勘案し、給与水準は適正であると考え。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 なし(平成19年度決算)	
	引続き適正な給与水準を維持するよう努める。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 91.7

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成20年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を勘案して算出した指数である。

(なお、昨年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。)

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成20年度)	前年度 (平成19年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 6,087,278	千円 6,198,916	千円 (%) △111,638 (△1.8)	千円 (%) △495,871 (△7.5)
退職手当支給額 (B)	千円 958,850	千円 912,793	千円 (%) 46,057 (5.0)	千円 (%) 135,407 (16.4)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 526,759	千円 519,428	千円 (%) 7,331 (1.4)	千円 (%) 25,614 (5.1)
福利厚生費 (D)	千円 764,425	千円 785,857	千円 (%) △21,432 (△2.7)	千円 (%) △68,645 (△8.2)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 8,337,312	千円 8,416,994	千円 (%) △79,682 (△0.9)	千円 (%) △403,495 (△4.6)

注1: 「非常勤役職員等給与」には、人材派遣契約に係る費用を含んでいるため、財務諸表附属明細書の(17)「役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計と一致しない。

注2: 「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

注3: 福利厚生費(D)について、計上方法を一部変更した。

教育経費の福利厚生費

平成16年度 3,598千円を除く

平成17年度 4,441千円を除く

平成18年度 4,188千円を含む

平成19年度 13,722千円を含む

平成20年度 9,079千円を含む

総人件費について参考となる事項

①平成20年度総人件費(給与、報酬等支給増額及び再広義人件費)の増減について

i) 給与、報酬等総額支給額の増減比について

対前年比 △1.8

要因: 支給人員の増減等(役員については19年8月から理事1名が常勤から非常勤へ変更, 大学教員及び事務職員については人員減少, 附属学校教員については人員増加)

(役員△6,088千円, 大学教員△96,251千円, 附属学校教員 46,898千円, 事務職員△48,252千円)

ii) 最広義人件費の増減について

対前年比 △0.9

要因: 退職手当・・・支給人員の増

非常勤役職員等給与・・・外国人教師の増, 非常勤職員の減

福利厚生費・・・教職員の減に伴う法定福利費の減

②「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づく人件費削減の取組状況(予定のものを含む)

i) 主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

(中期目標 III-3-③ 人件費の削減に関する目標)

ii) 法人が中期目標において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成17年度人件費予算相当額をベースとして、平成21年度までに概ね4%の人件費削減の取組を行う。

(中期計画 II-3-⑥ 人件費の削減に関する具体的方策)

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	6,746,968	6,379,055	6,198,916	6,087,278
人件費削減率 (%)		△ 5.5	△ 8.1	△ 9.8
人件費削減率(補正值) (%)		△ 5.5	△ 8.8	△ 10.5

注1: 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年度の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%である。

注2: 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし。